

- | | | |
|---------|---------|--|
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 平成 2 9 年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 平成 2 8 年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 平成 2 8 年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 山口県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 山口県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 号 | 山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 号 | 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について |
| 日程第 1 2 | 議案第 9 号 | 山口県市町総合事務組合の財産処分について |

出席議員（８名）

[illegible]

欠席議員（４名）

[illegible]

事務局出席職員氏名

[illegible]

説明のため出席した者の職氏名

午前11時00分開会、開議

日程第 1. 議席の指定

日程第１、議席の指定を行います。議席は、会議規則第３条の規定により、お手元に配布の議席表のとおり、それぞれ指定いたします。

日程第 2. 会議録署名議員の指名

日程第２、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、２番、國井益雄議員及び３番、西岡晃議員を指名いたします。

日程第 3. 会期の決定

日程第３、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

日程第6. 議案第3号

日程第 7. 議案第 4 号

日程第 8. 議案第 5 号

日程第 9. 議案第 6 号

日程第 10. 議案第 7 号

日程第 11. 議案第 8 号

日程第 12. 議案第 9 号

○議長（石丸 東海君）

日程第 4「議案第 1 号 平成 29 年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」から日程第 12「議案第 9 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について」までの 9 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

〔広域連合長から「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（石丸 東海君）

野村興兒広域連合長。

○広域連合長（野村 興兒君）

本日、平成 29 年度一般会計予算、その他諸議案を御審議いただきますために、第 1 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。それでは、議案の説明に先立ちまして、10 月の定例会以後の状況について、御報告を申し上げます。座って御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、1 ヶ月の自己負担に上限額を設け、それを超えた分を支給する「高額療養費制度」の見直しが行われ、一般区分の外来の場合、現行の 1 万 2 千円が、平成 29 年 8 月に 1 万 4 千円、平成 30 年 8 月に 1 万 8 千円と段階的に引き上げられることとなります。

同時に、持病などで外来医療費が多くかかる方への配慮として、14 万 4 千円の年間自己負担の上限額が新たに設けることとされました。あわせて、現在行われております保険料の軽減特例については、段階的に縮小することとなり、年金収入額が 153 万円から 211 万円の人や、74 歳まで夫や子どもに扶養されていた人などが、負担増となる見込みでございます。また、昨年 12 月 27 日に厚生労働省より、計算ミスにより後期高齢者医療の保険料を過大、または過少に徴収していたと発表がありました。これは全国の広域連合で共通に使用する標準システムに不備があり、制度発足当初から発生しているものです。これについては、4 月以降に対象者に通知し、還付及び不

足分の納付をお願いすることになる予定です。本広域連合においては、保険者としての一層の機能強化に取り組むため、昨年に引き続き「保険料の収納対策」、「高齢者の健康づくり」、「医療費の適正化」の3課題に重点的に取り組むこととしており、今後につきましても、こうした国の動向を注視し、適切に対応すると共に、関係市町との連携を図りながら、後期高齢者医療制度の健全運営に向け、努力してまいり所存でございます。

それでは、ただいま上程されました議案第1号から第9号までについて、提案理由の説明を申し上げます。お手元の議案参考資料を御参照いただきたいと存じます。

まず初めに、議案第1号、平成29年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、予算総額を8,697万9千円とし、平成28年度当初予算と比較しますと、517万5千円、6.3パーセントの増としております。

これは、財務会計システムの更新及び派遣職員の給与費負担金の増額が主な要因でございます。

次に、議案第2号、平成29年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算でございますが、予算総額を2,311億7,916万6千円とし、平成28年度当初予算と比較しますと、18億7,907万5千円、0.8パーセントの増としております。

これは、被保険者数の増加、及びこれまでの実績による保険給付費の増加を見込んだことが主な要因でございます。

次に、議案第3号、平成28年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ91万円を減額し、予算総額を8,282万2千円といたしております。

これは、統一的な基準による財務書類作成業務の不用額の減額により、歳入歳出予算をともに減額いたすものでございます。

次に、議案第4号、平成28年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ5,736万6千円を減額し、予算総額を2,340億5,801万6千円といたしております。

これは、市町支出金、国庫支出金等の歳入財源の確定見込み及び各事業の実績見込みにより、所要の補正を行うものでございます。

まず、歳入予算につきましては、保険料負担金の最終見込みにより、市町支出金を減額しておりますほか、後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入金等において、所要の補正を行っております。

次に、歳出予算でございますが、事業費の精査により各事業費を減額し、特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、実績見込みにより、それぞれ所要の経費を追加計上いたしております。

次に、議案第5号、山口県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する

法律が改正され平成２９年１月から施行されることに伴い、広域連合においても関係条例の整備等に関し、所要の措置を講じるものでございます。

次に、議案第６号、山口県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され平成２９年１月から施行されることに伴い、広域連合においても所要の措置を講じるものでございます。

次に、議案第７号、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、平成２８年度までにおける保険料の負担軽減措置の段階的見直しにともなう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第８号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更については、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体が平成２９年３月３１日限りで２団体減るとともに、平成２９年４月１日から非常勤職員の公務災害補償事務を共同処理する団体に２団体、学校医等の公務災害補償事務を共同処理する団体に１団体を加えること等で、同組合規約の一部を改正することについて、地方自治法第２９０条の規定により構成団体である本広域連合の議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第９号、山口県市町総合事務組合の財産処分については、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から２団体が離脱することに伴う財産処分を、地方自治法第２８９条の規定により、構成団体である本広域連合の議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。何とぞ慎重審議の上、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（石丸 東海君）

以上で、議案に対する説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石丸 東海君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石丸 東海君）

討論なしと認めます。これより採決いたします。

議案第１号、平成２９年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石丸 東海君）

挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、平成29年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石丸 東海君）

挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、平成28年度山口県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石丸 東海君）

挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、平成28年度山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石丸 東海君）

挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、山口県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石丸 東海君）

挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、山口県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石丸 東海君）

挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石丸 東海君）

挙手全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石丸 東海君）

挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号、山口県市町総合事務組合の財産処分について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石丸 東海君）

挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、本議会に付議された事件はすべて議了されました。お諮りいたします。本定例会において議決されました事件については、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第35条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石丸 東海君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された事件の整理については、これを議長に委任する事に決定いたしました。

以上をもって、平成29年第1回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前11時15分閉会

□ □

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年2月6日

議 長 石 丸 東 海

署名議員 國 井 益 雄

署名議員 西 岡 晃